

【美田園二期入試関係事項版】

令和8年度

宮城県立高等学校入学者選抜方針
仙台市立高等学校入学者選抜方針
石巻市立高等学校入学者選抜方針
宮城県公立高等学校入学者選抜要項

出願書類

出願希望調査までの流れ

入試のフロー図

地区処理委員会

各種様式一覧

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮 城 県 教 育 委 員 会

仙 台 市 教 育 委 員 会

石 巻 市 教 育 委 員 会

目 次

ページ

◆ 令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針	1
◆ 令和8年度仙台市立高等学校入学者選抜方針	2
◆ 令和8年度石巻市立高等学校入学者選抜方針	3
◆ 令和8年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項	4
I 募集及び出願	
1 募集定員	4
2 出願資格	
3 出願制限	
II 出願希望調査	
1 手続	6
2 結果の通知・公表	
III 第一次募集（全日制・定時制課程）	
1 第一次募集の実施	7
2 出願資格	
3 出願制限	
4 出願手続	
5 受験票	9
6 県外からの出願	
7 検査室数の報告	
8 学力検査	
9 面接、実技、作文	10
10 追試験	
11 欠席者の登録	11
12 選抜	
13 合否結果等の登録	12
14 合否結果の発表	13
15 実施状況等の報告	
16 第一次募集出願の特例措置	
17 合格者の取扱い	
IV 第二次募集（全日制・定時制課程）	
1 第二次募集の実施	14
2 実施予定の報告	
3 出願資格	
4 出願制限	15
5 出願手続	
6 受験票	17
7 県外からの出願	
8 学力検査等	
9 欠席者の登録	
10 選抜	
11 合否結果等の登録	
12 合否結果の発表	
13 実施状況等の報告	18

V	連携型選抜	
1	連携型選抜の実施	19
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願手続	
5	受験票	
6	検査室数の報告	
7	検査内容	
8	欠席者の登録	
9	選抜	20
10	合否結果等の登録	
11	合否結果の発表	
12	実施状況等の報告	
13	合格者の取扱い	
VI	社会人特別選抜（定時制課程）	
1	社会人特別選抜の実施	21
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願手続	
5	受験票	23
6	検査室数の報告	
7	学力検査及び面接等	
8	欠席者の登録	24
9	選抜	
10	合否結果等の登録	
11	合否結果の発表	
12	実施状況等の報告	
13	合格者の取扱い	
VII	県外からの出願（全日制・定時制課程）	
1	出願承認の申請	25
2	出願承認の申請手続	
3	出願手続	
4	県外からの出願の特例措置	26
VIII	全国募集選抜	
1	全国募集選抜の実施	27
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願承認の申請	
5	出願承認の申請手続	
6	出願手続	28
7	受験票	29
8	検査室数の報告	
9	学力検査及び面接	30
10	追試験	
11	欠席者の登録	
12	選抜	
13	合否結果等の登録	
14	合否結果の発表	
15	実施状況等の報告	31

Ⅸ 通信制課程

第1 通信制課程の入学者選抜の実施	32
第2 一期入学者選抜（令和8年春募集）	
1 募集人数	
2 出願資格	
3 出願制限	
4 出願手続	
5 受験票	34
6 面接	
7 選抜	
8 合否結果等の登録	
9 合否結果の発表	
第3 二期入学者選抜（令和8年秋募集）	
1 募集人数	
2 出願資格	35
3 出願手続	
4 受験票	36
5 面接	
6 選抜	37
7 合否結果等の登録	
8 合否結果の発表	

X その他

1 学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い	38
2 進路指導と助言	
3 不正行為の扱い	
4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付	
5 入学者選抜に係る検査の得点の開示	
6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項	39
◆ 出願書類等	40
◆ 入学者選抜事務説明会（オンデマンドで実施）	41
◆ ウェブ出願システム操作説明会	
◆ 出願希望調査の流れ	
◆ 第一次募集の流れ（連携型選抜含む）	42
◆ 県外からの出願の流れ	43
◆ 全国募集選抜の出願の流れ	
◆ 特例措置の流れ（第一次募集）	
◆ 第二次募集の流れ	44
◆ 地区処理委員会	45
◆ 各種様式一覧	46
◆ 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて	64
◆ 県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	66
◆ 仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	
◆ 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	67
◆ 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置	68
◆ 宮城県公立高等学校出願書類送付先一覧	71

令和8年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各宮城県立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、宮城県立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - イ 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - ロ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみ審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

8 全国募集選抜

全国募集を行うモデル校として指定された高等学校は、該当する市町村と生徒受け入れに関して連携して、全国募集選抜への出願者を対象とした選抜を実施する。

この場合、募集人数は、募集定員の外数とし、選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

令和8年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における第一次募集及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、全国募集選抜、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定め（76 頁参照）、その他、留意事項は、必要に応じて別に定める。

I 募集及び出願

1 募集定員

- (1) 県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。
- (2) 市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

2 出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び高等学園のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は令和8年3月卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業又は令和8年3月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了又は令和8年3月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

3 出願制限

- (1) 県内の公立高等学校の入学者選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第17号。以下「県通学区域規則」という。）、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年仙台市教育委員会規則第4号。以下「仙台市通学区域規則」という。）及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（平成17年石巻市教育委員会規則第15号。以下「石巻市通学区域規則」という。）に定める区域内の高等学校に限る。ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（以下「県境隣接協定」と

いう。)に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

- (2) 全国募集選抜において出願できる高等学校は、宮城県中新田高等学校及び宮城県南三陸高等学校に限る。出願できる者は別に定める出願資格を満たす者とする。
- (3) 出願できる課程及び学科・コース・部は、一つに限る。

イ 農業、工業、商業又は水産に関する学科等においては、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

ロ 次の多部制をとる高等学校においては、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取 扱 い
貞山高等学校	昼間部、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」、「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部、午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、午前部、午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部（午前午後）、Ⅱ部（午後夜間）をそれぞれ一つの学科として扱う。

Ⅶ 県外からの出願（全日制・定時制課程）

県外から第一次募集、第二次募集及び社会人特別選抜に出願する者については、次の諸点に留意すること。

1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）が、以下の(1)及び(2)に掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願する場合は、ウェブ出願システムにより**出願承認申請（県外）**を行い、志願する高等学校長の承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（64頁）による志願者を除く。

(1) 住所の異動によるもの

イ 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合

ロ その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

(2) その他

上記(1)のほか、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2 出願承認の申請手続

(1) 出願承認申請（県外）

県外からの志願者は、ウェブ出願システムにより、**出願承認申請（県外）**をする。

(2) 受付期間

受付期間は、**12月1日（月）から2月12日（木）午前11時**までとする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3) 出願承認審査の結果

高等学校長は、**出願承認申請（県外）**を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、ウェブ出願システムに出願承認審査の結果を登録する。

上記「1 出願承認の申請」の(1)について審査が困難な場合及び(2)の場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

3 出願手続

第一次募集の出願手続（「Ⅲ 第一次募集」の「4 出願手続」（7頁））ならびに、第二次募集の出願手続（「Ⅳ 第二次募集」の「5 出願手続」（15頁））に同じ。

（注意）

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願先を変更することができる。ただし、第二次募集出願時において県外からの出願承認を受けた者は、出願承認を

受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

4 県外からの出願の特例措置

- (1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和 8 年 3 月卒業見込みの者を含む。）であつて、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続きができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（25 頁参照）に従つて、高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、第一次募集にのみ適用される。

- (2) 上記(1)の申請期間は **2 月 16 日（月）から 2 月 26 日（木）午前 11 時**までとする。
- (3) 特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県外からの特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、特例措置の承認登録をする。

- (3) 特例措置の承認を受けた者は、**2 月 26 日（木）正午**までに志願高等学校に出願の手続を済ませること。

Ⅸ 通信制課程

第 1 通信制課程の入学者選抜の実施

通信制高等学校（美田園高等学校）は一期入学者選抜及び二期入学者選抜を実施する。

第 2 一期入学者選抜（令和 8 年春募集）

1 募集人数

一期入学者選抜の募集人数は、募集定員の 90%とする。

2 出願資格

「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4 頁）による。ただし、第一次募集、社会人特別選抜及び連携型選抜のいずれかに合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 第一次募集に出願中の者は合否が確定するまで出願することができない。
- (2) 第二次募集との併願はできない。

4 出願手続

(1) 出願

イ 志願者の行う手続

(イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、学科・コース等の登録

(ロ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
通信制課程	200 円	次の①～③のいずれかにより納付すること ① クレジットカード ② コンビニ払い ③ ペイジー

(ハ) 志願者は、(イ) 及び (ロ) の完了後、**出願情報確認票**をウェブ出願システムより印刷する。

(ニ) 志願者は、**志願理由書**（美田園高等学校で定める様式）に、美田園高等学校を志願する理由等を自筆で記入する。

(ホ) 志願者は、(ハ)の出願情報確認票及び(ニ)の志願理由書（美田園高等学校で定める様式）を高等学校長に持参により提出する。ただし、やむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「出願書類在中」と朱書すること。

ロ 中学校の行う手続

(イ) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、ウェブ出願システムにより、確認済みであることを登録する。

(ロ) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(ハ) その他必要な書類等の提出

(イ)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

ハ 期間

3月10日（火）から3月18日（水）午後4時まで

ただし、志願者が登録する、出願情報のうち、基本情報については、3月6日（金）から登録できる。

対象	内容		提出方法等	登録期間
志願者	出願情報 登録	基本情報	ウェブ出願 システム	3月6日（金）～ 3月18日（水）午後4時
		出願先		
	入学者選抜手数料納付			
中学校	出願情報等確認			
	調査書等提出			
志願者	出願情報確認票提出		持参又は 郵送	3月10日（火）～ 3月18日（水）午後4時 ただし3月13日（金）～3月15日（日）は除く 郵送する場合であっても3月18日（水）午後4時までに必着のこと
	志願理由書提出			

(3) 高等学校の事務処理

イ 高等学校の手続

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ロ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

ロ 期間

3月10日（火）から3月18日（水）午後5時まで

5 受験票

志願者は、受験票の交付後に、ウェブ出願システムにより印刷する。

6 面接

(1) 実施日時

3月19日（木）、3月20日（金）、3月24日（火）の3日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

ロ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

7 選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

8 合否結果等の登録

高等学校長は、合格者の決定後直ちに、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

9 合否結果の発表

合否結果の発表は、3月25日（水）午後3時にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては結果通知書（様式G）で、合格者に対しては合格通知書（様式H）で、ウェブ出願システムにより通知する。

第3 二期入学者選抜（令和8年秋募集）

1 募集人数

二期入学者選抜の募集人数は、募集定員の10%とする。

なお、「IX 通信制課程」の「第2 一期入学者選抜（令和8年春募集）」による入学者が一期入学者選抜の募集人数に満たない場合には、一期入学者選抜の募集人数から一期入学者選抜の合格者数を減じた数を二期入学者選抜の募集人数に加えることができる。

2 出願資格

「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。

3 出願手続

(1) 出願

イ 志願者の行う手続

(イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・出願先を除く氏名等の情報の登録 ・写真データの登録
出願先	・出願先の高校、学科・コース等の登録

(ロ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
通信制課程	200円	次の①～③のいずれかにより納付すること ① クレジットカード ② コンビニ払い ③ ペイジー

(ハ) 志願者は、(イ) 及び (ロ) の完了後、**出願情報確認票**をウェブ出願システムより印刷する。

(ニ) 志願者は、**志願理由書（美田園高等学校で定める様式）**に、美田園高等学校を志願する理由等を自筆で記入する。

(ホ) 志願者は、(ハ) の**出願情報確認票**及び(ニ) の**志願理由書（美田園高等学校で定める様式）**を高等学校長に持参により提出する。ただし、やむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「出願書類在中」と朱書すること。

ロ 中学校の行う手続

(イ) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、ウェブ出願システムにより、確認済みであることを登録する。

(ロ) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(ハ) その他必要な書類等の提出

(イ) 以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

ハ 期間

令和8年9月7日（月）から9月10日（木）午後4時まで

ただし、志願者が登録する、出願情報のうち、基本情報については、9月3日（木）から登録できる。

対象	名称		提出方法等	登録期間
志願者	出願情報 登録	基本情報	ウェブ出願 システム	令和8年9月3日（木）～ 9月10日（木）午後4時
		出願先		
	入学者選抜手数料納付			
中学校	出願情報等確認			
	調査書等提出			
志願者	出願情報確認票提出		持参又は 郵送	令和8年9月7日（月）～ 9月10日（木）午後4時まで
	志願理由書提出			郵送する場合であっても9月10日（木）午後4時までに必着のこと

(3) 高等学校の事務処理

イ 期間

令和8年9月7日（月）から9月10日（木）午後5時まで

ロ 高等学校の手続

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ロ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

4 受験票

志願者は、**受験票の交付後**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

5 面接

(1) 実施日時

令和8年9月15日（火）、9月16日（水）の2日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

ロ 面接は、複数の担当で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

6 選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

7 合否結果等の登録

高等学校長は、**合格者の決定後直ちに**、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

8 合否結果の発表

合否結果の発表は、**9月17日（木）午後3時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式G）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式H）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

X その他

1 学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 中学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び面接等については、事前に志願する高等学校長と電話等で連絡・調整の上、令和7年12月以降のできるだけ早い時期に、高等学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮申請書（様式P）**により申請する。
- (2) **受験上の配慮申請書（様式P）**を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮通知（様式Q）**により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（39頁）による。

2 進路指導と助言

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上のことで極めて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

3 不正行為の扱い

不正行為を行った者については、選抜の対象から除かれる場合がある。

4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に**3月27日（金）**までに親展扱いにて持参又は簡易書留で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格が確認でき次第直ちに**送付すること。

なお、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は不要とする。

5 入学者選抜に係る検査の得点の開示

開示を希望する受験生等は、ウェブ出願システムにより申請すること。開示の方法及び期間等については別に通知する。

6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

イ 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

ロ 中国残留孤児の子

ハ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

イ 学力検査及び面接等の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

ロ イの結果などにより、学力検査において、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ハ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格等について疑義がある場合、県立高等学校にあっては県教育庁高校教育課教育指導第二班、仙台市立高等学校にあっては仙台市教育局学校教育推進部高校教育課、石巻市立高等学校にあっては石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。

出願書類等

	書類等	第一次募集	第二次募集	連携型選抜	社会人特別	全国募集選抜	通信制課程	備 考
志願者	出願情報及び写真	○	○	○	○	○	○	ウェブ出願システムに登録
	社会人特別選抜推薦書	—	—	—	○	—	—	社会人特別選抜志願者の所属長等が作成し、志願者が持参又は郵送
	志願理由書 (全国募集選抜用)	—	—	—	—	○	—	全国募集選抜用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録
	出願情報確認票	—	—	—	—	—	○	出願情報登録後、ウェブ出願システムから印刷し、持参
	志願理由書 (美田園高等学校)	—	—	—	—	—	○	美田園高等学校で定める様式により作成し、自筆したものを持参
中学校長	調査書	○	○	○	○	○	○	ウェブ出願システムに登録

各種様式一覧

事 項		本 文 ページ	参照ページ		書 類 名	報告者又は 送付者	最終報告先 又は送付先	締切日等
			記 号	ページ				
第一次募集	第 一 次 募 集 出 願 手 続	8	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	2月17日(火)午後3時
	〃	9	—	60	受験票	高等学校長	志願者	2月20日(金)午後3時以降
	追 試 験 受 験 申 請	11	T-1	57	追試験申請書	中学校長 所属長等	高等学校長	3月9日(月)午後3時
	追 試 験 受 験 許 可	11	T-2	58	追試験受験許可証	高等学校長	中学校長	受理後速やかに
	第 一 次 募 集 結 果 通 知	13	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	3月16日(月)午後3時
	〃	13	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
第二次募集	第 二 次 募 集 出 願 手 続	16	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	3月19日(木)午後4時
	〃	17	—	60	受験票	高等学校長	志願者	3月19日(木)午後5時以降
	第 二 次 募 集 結 果 通 知	17	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	3月23日(月)又は 3月24日(火)
	〃	17	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
連携型選抜	連 携 型 選 抜 出 願 手 続	19	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	2月17日(火)午後3時
	〃	19	—	60	受験票	高等学校長	志願者	2月20日(金)午後3時以降
	連 携 型 選 抜 結 果 通 知	20	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	3月16日(月)午後3時
	〃	20	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
社会人特別選抜	社 会 人 特 別 選 抜 出 願 手 続	22	J	50	社会人特別選抜推薦書	所属長等	高等学校長	2月13日(金)正午
	〃	22	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	2月17日(火)午後3時
	〃	23	—	60	受験票	高等学校長	志願者	2月20日(金)午後3時以降
	社 会 人 特 別 選 抜 結 果 通 知	24	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	3月16日(月)午後3時
	〃	24	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
全国募集選抜	全 国 募 集 選 抜 の 出 願 承 認	27	K-4	53	出願申請確認書(全国募集選抜の出願者用)	志願者	高等学校長	2月12日(木)午前11時
	全 国 募 集 選 抜 出 願 手 続	28	—	54	志願理由書(全国募集選抜用)	志願者	高等学校長	2月13日(金)正午
	〃	29	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	2月17日(火)午後3時
	〃	29	—	60	受験票	高等学校長	志願者	2月20日(金)午後3時以降
	全 国 募 集 選 抜 結 果 通 知	30	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	3月16日(月)午後3時
	〃	30	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
通信制課程	一 期 入 学 者 選 抜 出 願 手 続	32	—	59	出願情報確認票	志願者	高等学校長	
	〃	32	—	—	志願理由書(美田園高等学校で定める様式)	志願者	高等学校長	3月18日(水)午後4時
	〃	33	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	
	〃	34	—	60	受験票	高等学校長	志願者	3月18日(水)午後5時
	一 期 入 学 者 選 抜 結 果 通 知	34	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	3月25日(水)午後3時
	〃	34	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
	二 期 入 学 者 選 抜 出 願 手 続	35	—	59	出願情報確認票	志願者	高等学校長	
	〃	35	—	—	志願理由書(美田園高等学校で定める様式)	志願者	高等学校長	9月10日(木)午後4時
	〃	35	B	61	調査書	中学校長	高等学校長	
	〃	36	—	60	受験票	高等学校長	志願者	9月10日(木)午後5時
	二 期 入 学 者 選 抜 結 果 通 知	37	G	48	結果通知書	高等学校長	中学校長	9月17日(木)午後3時
	〃	37	H	49	合格通知書	高等学校長	合格者	
特例措置による 出願承認	県 内 特 例 措 置 出 願 承 認	13	K-1	51	出願申請確認書(県内の特例措置による出願者用)	志願者	高等学校長	2月26日(木)午前11時
	県 外 か ら の 特 例 措 置 出 願 承 認	26	K-2	52	出願申請確認書(県外からの出願者用)	志願者	高等学校長	2月26日(木)午前11時
	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の 受験に係る措置による出願承認	68	K-3	70	出願申請確認書 (東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験 に係る措置による出願者用)	志願者	高等学校長	出願時に提出
の受験 配慮上	受 験 上 の 特 別 配 慮	38	P	55	受験上の配慮申請書	中学校長	高等学校長	12月以降のできるだけ早い時期
	〃	38	Q	56	受験上の配慮通知	高等学校長	中学校長	受理・審査後
その他の 報告様式	採 点 日 調 査		R		入試採点日調査	高等学校長	県教育長 高校教育課長	後日通知する
	検 査 室 数 調 査	9	S		検査室数報告書	高等学校長	県教育長 高校教育課長	2月13日(金)午後4時
	第 一 次 募 集 実 施 状 況 等 の 報 告	13				高等学校長	県教育長 高校教育課長	3月24日(火)
	第 二 次 募 集 予 定 報 告	14	N-1		第二次募集実施予定報告	高等学校長	県教育長 高校教育課長	2月20日(金)午後3時
	〃	14	N-2		第二次募集実施予定報告	高等学校長	県教育長 高校教育課長	3月16日(月)正午
	第 二 次 募 集 実 施 状 況 等 の 報 告	18				高等学校長	県教育長 高校教育課長	3月26日(木)

要項に掲載されていない様式については後日通知する。

凡 例

様式の中で使う略称とその意味については以下のとおりである。

県外	県外からの出願を承認された者が出願することをいう。
全国	全国募集選抜に出願することをいう。
海外	海外帰国者等が出願することをいう。
過卒	過年度卒業生が出願することをいう。
県境	県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定により出願することをいう。
特支	特別支援学級在籍者が出願することをいう。
社会人	社会人特別選抜に出願することをいう。
連携	連携型選抜に出願することをいう。
区域外	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置により出願することをいう。

様式記入の一般的注意

- 1 各学校・学科・コースにおいて記入の必要のない欄には斜線又は＊を付す。
- 2 各学校・学科・コースにおいて該当する者がいない場合、その欄には「0」と記入する。
- 3 貞山高等学校については、コースの欄に昼間部・夜間部の別を記入する。
- 4 東松島高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部の別を記入する。
- 5 田尻さくら高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。
- 6 仙台大志高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。

令和8年度 宮城県公立高等学校入学者選抜 出願情報確認票

写 真 欄	
・上半身正面、無帽 ・最近3ヶ月以内に撮影したもの ・縦4cm、横3cm ・カラー・白黒を問いません。	

出願先：〇〇高等学校

出願者名カナ			
出願者名			
常用漢字外有無			
生年月日			
出身中学校			
卒業年月			
現住所 ※原則として 住民票に基づ き記載してく ださい	郵便番号		
	都道府県 市町村		
	番地等		
	建物名等		
電話番号			
保護者電話番号			
保護者名カナ			続柄
保護者名			
保護者現住所 ※志願者と異 なる場合のみ	郵便番号		
	都道府県 市町村		
	番地等		
	建物名等		

科、コース	第一志望	
	第二志望	
選抜種別		
備考欄		

氏 名		受験番号	
生年月日		受験種類	課程 科 コース
在学(出身) 中校名		受験会場	

- ・当日持参するもの 受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、上ばき、腕時計
※直線定規の使用も認める。
- ・学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠く恐れのある物も同様とする。

<学力検査の日程>

月 日	集合時刻 午前8時30分									
	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10 15:00
令和8年3月4日(水)	受付確認 諸連絡	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科

----- (キリトリ線) -----

志願者名

ID

ウェブ出願サイトの ID

受験番号

パスワード

ウェブ出願サイトのパスワード

- ・当日持参するもの 受験票、鉛筆、消しゴム、鉛筆けずり、昼食、上ばき

* 受験の際、計算機や携帯電話等、検査の公正を欠くおそれのある物の使用は認めない。

* 時間の目安として検査室に時計を配置する。

(様式B)

(令和8年度入学者選抜用)

調査書

ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	平成	年	月 日生
卒業年月	令和	年	月

調査書等作成委員会	
記載責任者印	

受験番号	※No.
------	------

記載内容に誤りがないことを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

印

1 各教科の学習の記録				
学年	1	2	3	※
国 語				
社 会				
数 学				
理 科				
外 国 語				
音 楽				
美 術				
保 健 体 育				
技 術・家 庭				

4 特別活動等の記録			
(1) 学級活動	(2) 生徒会活動	(3) 学校行事	(4) その他

2 総合的な学習の時間の記録

5 スポーツ活動, 文化活動, 社会活動, ボランティア活動等の記録

3 行動の記録			
基本的な生活習慣		思いやり・協力	
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
自 主・自 律		勤 労・奉 仕	
責 任 感		公 正・公 平	
創 意 工 夫		公 共 心・公 徳 心	

6 特記事項

※No.

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
（昭和31年12月28日宮城県教育委員会規則第17号）

最終改正 平成29年3月教育委員会規則第11号

（趣旨）

第一条 県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。

（通学区域）

第二条 高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県に住所を有する者の取扱い）

第三条 他の都道府県に住所を有する者が宮城県の高등학교に就学しようとするときは、別に定める場合を除き、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 高等学校への就学を必要とする理由

附 則

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
（平成12年3月23日仙台市教育委員会規則第4号）

改正 平成29年2月23日教育委員会規則第2号

（趣旨）

第一条 この規則は、仙台市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第二条 市立高校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの就学）

第三条 他の都道府県に住所を有する者がやむを得ない理由により市立高校に就学しようとするときは、当該市立高校の校長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる事項を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 市立高校への就学を必要とする理由

附 則

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

令和８年度宮城県公立高等学校入学者選抜における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会

仙台市教育委員会

石巻市教育委員会

令和８年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の公立高等学校への入学を希望する場合には、令和７年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の居住区域の定めに関わらず、受験に係る措置として、次のように扱うものとする。

１ 出願資格及び出願手続

（１） 出願資格

次のイの①及び②並びにロの①及び②のいずれかに該当し、本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項の「Ⅰ 募集及び出願」の「３ 出願制限」（４頁）に関わらず、本県内の公立高等学校の入学者選抜（ただし、連携型選抜及び社会人特別選抜を除く。）に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の公立高等学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

イ 平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

ロ 平成 23 年 3 月 11 日現在、本県内に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

（２） 出願手続

当該措置により出願する者は、ウェブ出願システムにおいて、出願承認申請をした後、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める出願手続きをする。

2 被災に伴う転学者の取扱い

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める「Ⅶ 県外からの出願」（25 頁）に基づき出願すること。

- (2) 平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。

宮城県公立高等学校出願申請確認書 (東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者用) 〇〇高等学校長 殿 本人氏名 保護者氏名 下記のとおり、貴校に入学したいので、出願を承認くださるよう、お願いします。 記				
本人	現住所（避難先の住所）	〒		
	住民票の住所	〒		
	在学中学校	卒業見込		
	フリガナ 氏 名			
	生 年 月 日		年齢	歳
保護者	現住所（避難先の住所）	〒		
	氏 名	電話番号		
	入学後の住所（予定）	〒		
平成 23 年 3 月 11 日現在の 住所（避難先の住所）		〒		
理由				
上記のとおり相違ないこと及び貴県の公立高等学校以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。 (所在地) 〇〇市立〇〇中学校長 電話番号				

宮城県公立高等学校出願書類送付先一覧

高等学校	郵便番号	住所	電話番号
宮城県白石高等学校	989-0247	白石市八幡町9-10	0224(25)3154
宮城県白石高等学校 蔵王キャンパス			
宮城県白石高等学校 七ヶ宿校			
宮城県白石工業高等学校	989-0203	白石市郡山字鹿野43	0224(25)3240
宮城県村田高等学校	989-1305	柴田郡村田町大字村田字金谷1	0224(83)2275
宮城県大河原産業高等学校	989-1233	柴田郡大河原町字上川原7-2	0224(51)9180
宮城県大河原産業高等学校 川崎校			
宮城県柴田高等学校	989-1621	柴田郡柴田町大字本船迫字十八津入7-3	0224(56)3801
宮城県角田高等学校	981-1505	角田市角田字牛館1番地	0224(63)3001
宮城県伊具高等学校	981-2153	伊具郡丸森町字雁歌51	0224(72)2020
宮城県名取高等学校 ※	989-2474	岩沼市字朝日50	0223(22)3151
宮城県名取北高等学校	981-1224	名取市増田字柳田103番地	022(382)1261
宮城県亶理高等学校	989-2361	亶理郡亶理町字館南56の2	0223(34)1213
宮城県農業高等学校	981-1242	名取市高館吉田字吉合66番地	022(384)2511
宮城県仙台第一高等学校	984-8561	仙台市若林区元茶畑4番地	022(257)4501
宮城県仙台二華高等学校	984-0052	仙台市若林区連坊一丁目4番1号	022(296)8101
宮城県仙台三桜高等学校	982-0845	仙台市太白区門前町9番2号	022(248)0158
宮城県仙台南高等学校	982-0832	仙台市太白区八木山緑町1番1号	022(262)4130
宮城県仙台南高等学校	982-0844	仙台市太白区根岸町14番1号	022(246)0131
宮城県仙台西高等学校	982-0806	仙台市太白区御堂平5番1号	022(244)6151
宮城県仙台東高等学校	984-0832	仙台市若林区下飯田字高野東70番地	022(289)4140
宮城県工業高等学校	980-0813	仙台市青葉区米ヶ袋三丁目2番1号	022(221)5656
仙台市立仙台工業高等学校 ※	983-8543	仙台市宮城野区東宮城野3番1号	022(237)5341
宮城県仙台第二高等学校	980-8631	仙台市青葉区川内澱橋通1番地	022(221)5626
宮城県仙台第三高等学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷一丁目19番	022(251)1246
宮城県宮城第一高等学校	980-0871	仙台市青葉区八幡一丁目6番2号	022(227)3211
宮城県宮城広瀬高等学校	989-3126	仙台市青葉区落合四丁目4番1号	022(392)5512
宮城県泉高等学校	981-3132	仙台市泉区将監十丁目39番1号	022(372)4111
宮城県泉松陵高等学校	981-3109	仙台市泉区鶴が丘四丁目26-1	022(373)4125
宮城県泉館山高等学校	981-3211	仙台市泉区長命ヶ丘東1番地	022(378)0975
宮城県宮城野高等学校	983-0021	仙台市宮城野区田子二丁目36番1号	022(254)7211
仙台市立仙台高等学校	981-8502	仙台市青葉区国見6丁目52-1	022(271)4471
仙台市立仙台商業高等学校	981-3131	仙台市泉区七北田字古内75	022(218)3141
宮城県塩釜高等学校	985-0056	塩竈市泉ヶ岡10番1号	022(362)1011
宮城県多賀城高等学校	985-0831	多賀城市笠神二丁目17番1号	022(366)1225
宮城県松島高等学校	981-0215	宮城郡松島町高城字迎山3-5	022(354)3307
宮城県利府高等学校	981-0133	宮城郡利府町青葉台一丁目1番地の1	022(356)3111
宮城県黒川高等学校	981-3685	黒川郡大和町吉岡字東柴崎62	022(345)2171
宮城県富谷高等学校	981-3341	富谷市成田二丁目1-1	022(351)5111

高等学校	郵便番号	住所	電話番号
宮城県古川高等学校	989-6155	大崎市古川南町二丁目3番17号	0229(22)3034
宮城県古川黎明高等学校	989-6175	大崎市古川諏訪一丁目4番26号	0229(22)3148
宮城県岩出山高等学校	989-6437	大崎市岩出山字城山2番地	0229(72)1110
宮城県中新田高等学校	981-4294	加美郡加美町字一本柳南28	0229(63)3022
宮城県松山高等学校	987-1304	大崎市松山千石字松山1番地の1	0229(55)2313
宮城県加美農業高等学校	981-4111	加美郡色麻町黒沢字北條152	0229(65)3900
宮城県古川工業高等学校 ※	989-6171	大崎市古川北町四丁目7番1号	0229(22)3166
宮城県鹿島台商業高等学校	989-4104	大崎市鹿島台広長字空師前44	0229(56)2664
宮城県涌谷高等学校	987-0121	遠田郡涌谷町涌谷字八方谷三・1	0229(42)3331
宮城県小牛田農林高等学校	987-0004	遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏30	0229(32)3125
宮城県南郷高等学校	989-4204	遠田郡美里町大柳字天神原7番地	0229(58)1122
宮城県佐沼高等学校 ※	987-0511	登米市迫町佐沼字末広1	0220(22)2022
宮城県登米高等学校	987-0702	登米市登米町寺池桜小路3番地	0220(52)2670
宮城県登米総合産業高等学校	987-0602	登米市中田町上沼字北桜場223-1	0220(34)4666
宮城県築館高等学校	987-2203	栗原市築館字下宮野町浦22番地	0228(22)3126
宮城県築館高等学校 一迫商業キャンパス			
宮城県岩ヶ崎高等学校	989-5351	栗原市栗駒中野愛宕下1番地3	0228(45)2266
宮城県迫桜高等学校	989-5502	栗原市若柳字川南戸ノ西184番地	0228(35)1818
宮城県石巻高等学校	986-0838	石巻市大手町3番15号	0225(93)8022
宮城県石巻好文館高等学校	986-0851	石巻市貞山三丁目4番1号	0225(22)9161
宮城県石巻西高等学校	981-0501	東松島市赤井字七反谷地27番地	0225(83)3311
宮城県石巻北高等学校	986-1111	石巻市鹿又字用水向126	0225(74)2211
宮城県石巻北高等学校 飯野川校			
宮城県水産高等学校	986-2113	石巻市宇田川町1番24号	0225(24)0404
宮城県石巻工業高等学校	986-0851	石巻市貞山五丁目1番1号	0225(22)6338
宮城県石巻商業高等学校	986-0031	石巻市南境字大樋20番地	0225(22)9188
石巻市立桜坂高等学校	986-0833	石巻市日和が丘二丁目11番8号	0225(22)4421
宮城県気仙沼高等学校 ※	988-0051	気仙沼市常楽130番地	0226(24)3400
宮城県南三陸高等学校	986-0775	本吉郡南三陸町志津川字廻館92番地2	0226(46)3643
宮城県本吉響高等学校	988-0341	気仙沼市本吉町津谷桜子2番地24	0226(42)2627
宮城県気仙沼向洋高等学校	988-0235	気仙沼市長磯牧通78番地	0226(27)2311
宮城県第二工業高等学校	980-0813	仙台市青葉区米ヶ袋三丁目2-1	022(221)5659
宮城県貞山高等学校	985-0841	多賀城市鶴ヶ谷一丁目10番2号	022(362)5331
宮城県田尻さくら高等学校	989-4308	大崎市田尻沼部字中新堀137番地	0229(39)1051
宮城県東松島高等学校	981-0503	東松島市矢本字上河戸16	0225(82)9211
仙台市立仙台大志高等学校	983-0842	仙台市宮城野区五輪一丁目4番10号	022(257)0986
宮城県美田園高等学校	981-1217	名取市美田園二丁目1番地の4	022(784)3572

※ 定時制課程を併置している高等学校